

保 発 0508 第 8 号
令 和 2 年 5 月 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

都道府県国民健康保険運営方針の改定等について

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2において、都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとされている。

今般、都道府県国民健康保険運営方針の改定又は中間見直しに資するよう、「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」(平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知)により示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を別添1のとおり改定した(改正前後の修正点については別添2参照のこと)ので、貴都道府県内市町村等に周知等を図るとともに、本要領に沿って都道府県国民健康保険運営方針の策定・変更に着実に努めていただくよう、お願いする。